

藤沢市自転車等の放置防止に関する条例及び藤沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 18 日

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市条例第 31 号

藤沢市自転車等の放置防止に関する条例及び藤沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

(藤沢市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正)

第 1 条 藤沢市自転車等の放置防止に関する条例（平成 2 年藤沢市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 1 号中「2,100 円」を「2,500 円」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「4,200 円」を「5,000 円」に改める。

(藤沢市自転車等駐車場条例の一部改正)

第 2 条 藤沢市自転車等駐車場条例（平成 8 年藤沢市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 9 条関係）

利用の種別	利用の 期間等	自転車	原動機付自転車	普通自動二輪車
定期利用	1 月	3,000 円	9,000 円	9,000 円
	3 月	9,000 円	27,000 円	27,000 円
	6 月	18,000 円	54,000 円	54,000 円
一時利用	1 回	150 円	450 円	450 円

備考

一時利用に係る「1 回」とは、次の各号に掲げる入出場時間の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 午前零時から午後12時まで並びに午前零時から午前1時まで及び午前5時から午後12時まで 有料自転車等駐車場への入場から出場まで。ただし、当該入場から出場まで24時間以上経過した場合には、24時間を経過するごとに1回とする。

(2) 前号に規定するもの以外のもの 有料自転車等駐車場への入場から出場まで。ただし、当該出場が入場した日の翌日以降となる場合には、翌日以降の入出場時間が開始するごとに1回とする。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の藤沢市自転車等の放置防止に関する条例第14条の規定は、この条例の施行の日以後に移動し、保管した自転車等について適用し、同日前に移動し、保管した自転車等については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の藤沢市自転車等駐車場条例別表第2に規定する自転車等の定期利用に係る利用の承認及び利用料金の徴収の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 4 第2条の規定による改正後の藤沢市自転車等駐車場条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後から利用を開始する定期利用に係る利用料金について適用し、同日前から利用を開始する定期利用に係る利用料金については、なお従前の例による。